

令和8年 第1回

苓北町農業委員会総会議録

令和8年第1回 芎北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和8年1月8日（木）
午前9時30分から午前9時50分

2. 開催場所 芎北町役場2階庁議室

3. 出席者

(農業委員)

1番 小野 祐
3番 錦戸 一郎 4番 戸北 優
5番 田嶋 郁美 6番 道田 正弘
7番 高道 修二

4. 本日の欠席委員（1名） 2番 宮崎 志武

5. 議事日程

日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
日程第2. 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3. 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4. 議案第20号 農用地利用集積等促進計画（案）について
日程第5. その他事項

6. 総会書記（農業委員会事務局職員）

事務局長 田尻 悟 局長補佐 川原大輔 主事 高見優花

7. 会議の概要

1. 開 会 開会 午前9時30分

事務局 定刻となりましたので、只今から令和8年第1回の農業委員会総会を開会致します。

まずは、高道会長からご挨拶をお願い致します。

高道会長 おはようございます。あけましておめでとうございます。今年もどうぞよろしくお願ひいたします。

皆さん正月はどうお過ごしされたでしょうか。私は寝正月と酒を飲んで、レタスをしてという毎年変わらない正月でした。

今年は、冬季オリンピック大会があるということで、日本の選手も自分の力を出していただければいいのではないかなと思っております。

私たち農業の世界でもですね、今いろいろな法律が変わろうとしております。税金の申告の関係もですけども、農地の利用についてもですね、今後変わっていくという話でございますので、私たち農業委員会もそれに対応した事業をしていかなければならぬのかなという風に思っております。

それでは今日は最後までよろしくお願ひします。

事務局

ありがとうございました。

本日は宮崎委員が欠席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は高道会長にお願いします。どうぞよろしくお願ひ致します。

議 長

はい。それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、1番の小野委員さんと3番の錦戸委員さんにお願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の田尻氏、川原氏、高見氏を指名致します。

続きまして、日程第2. 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局	<p>2ページをお開きください。日程第2. 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。</p> <p>令和8年1月8日 苓北町農業委員会 会長 高道修二。</p> <p>今回、3件の申請があつておらずも農地の貸借になります。また、申請理由はいずれも経営規模拡大のためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。</p> <p>なお、審議につきましては、借受人ごとにご審議をお願いします。</p> <p>4ページをお開きください。</p> <p>まず、申請番号1と2についてご審議をお願いします。</p> <p>申請人は、議案記載のとおりです。</p> <p>申請物件は、苓北町内田の田3筆、面積は合計3, 816m²です。</p> <p>場所については、5ページから7ページに図示しておりますが、場所は、6ページは内田皿山焼周辺にある農地になります。また、7ページは内田にあります志岐衛生社の倉庫周辺にある農地になります。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。</p>
田嶋委員	<p>はい。</p>
議長	<p>田嶋委員。</p>
田嶋委員	<p>12月24日に事務局と借受人と私の3名で現地確認に行ってきました。</p> <p>昨年同様、夏は水稻と飼料米を耕作されており、冬場はみかんで忙しいとのことで何も耕作されておりませんでしたが、管理をされておりまして何も問題のないことを確認してきました。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。他にご意見のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>(ありません。の声あり)</p>

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、整理番号1と2は原案どおり認定することに致します。

次に、整理番号3について事務局に説明を求めます。

事務局

4ページをお開きください。

申請番号3の案件について説明いたします。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、斧北町坂瀬川の田2筆、面積は合計1, 068m²です。

場所については、8ページ、9ページに図示しておりますが、場所は、坂瀬川にありました旧キューアサから県道坂瀬川御領線を鶴方面に約1km上った県道沿いの周辺にあります農地になります。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

錦戸委員

はい。

議長

錦戸委員。

錦戸委員

12月23日に耕作者と事務局と私で現地確認を行いました。田んぼでは牛の牧草を作っておられました。

他にも坂瀬川地区の耕作されていない田んぼで牧草を10箇所以上作っておられます。話をしていると、元気でいるうちは作りたいと話されておられました。

そのようなことから耕作に意欲があられ何ら問題ないことを確認してきましたので報告いたします。

議長

ありがとうございます。他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、整理番号3は原案どおり認定することに致します。

続きまして、日程第3. 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、10ページをお開きください。日程第3. 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和8年1月8日 苫北町農業委員会 会長 高道修二。

11ページをお開きください。

整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苫北町坂瀬川の畠1筆、面積は25m²です。

転用の目的は、個人住宅の建築及び駐車場の整備を行うためです。

権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は「申請人は、住宅を建築するにあたり、隣接する宅地のみでは建物が収まらないため、又駐車スペース確保のために申請地が必要である」とのことです。

申請地は、12ページ、13ページに図示しておりますが、場所は、坂瀬川にありますハヤシ住建の向かいにある農地になります。

審議の要点につきましては、記載のとおりであり、適当であると判断しております。また、申請箇所は農業振興地域内の農用地区域外であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断しております。以上でございます。

議長	はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。
錦戸委員	はい。
議長	錦戸委員。
錦戸委員	<p>1月5日に申請人と事務局と私が現地確認を行いました。</p> <p>現在農地は町が所有されている農地ですが、専用住宅の建築にあたり建物が収まらないため町所有の農地が必要で、町に相談したところ話がまとまったとのことです。</p> <p>農地の周辺には他の住宅も点在し、住宅を新築した場合においても周辺農地への影響がないことを確認し、何ら問題ありませんでしたので報告いたします。</p>
議長	追加の説明がありましたが、他にご意見のある方は、挙手をお願いします。
	ないようござりますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。
	(全員賛成)
	はい。ありがとうございます。全員賛成でござりますので、議案第19号は原案どおり認定することに致します。
	続きまして、日程第4. 議案第20号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題と致します。
	それでは、事務局に説明を求めます。
事務局	<p>14ページをお開きください。日程第4. 議案第20号 農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき、農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するため附議する。</p> <p>令和8年1月8日 蒼北町農業委員会 会長 高道修二。</p> <p>15ページをお開きください。農用地利用集積等促進計画総括表の左側が今回の分になります。</p>

利用権設定の5年以上の新規が15件、詳細は田7筆 合計4,417m²、畠8筆 合計11,331m²です。明細は16ページから19ページに記載しています。

また、5年未満の更新が1件、詳細は畠1筆 1,223m²、及び5年以上の更新が11件、詳細は田2筆 合計4,460m²、畠9筆合計2,822m²です。明細は20ページから22ページに記載しています。

利用権を設定する土地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

議 長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

ないようございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でござりますので、議案第20号は原案どおり認定することに致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 許可不要転用届について
2. 令和7年農作業料金・農業労賃に関する調査について

次回、令和8年第2回総会は、令和8年2月9日（月）午前9時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

（ありません。の声あり）

ないようでございます。

農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、令和8年第1回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前9時50分

会 長

署 名 委 員

署 名 委 員
